

国指定荒尾干潟鳥獣保護区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

荒尾干潟鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

熊本県荒尾市と福岡県大牟田市との境界線と海岸堤防との交点を起点とし、同所から同境界線を東進し私道三井鉾山四ツ山道路との交点に至り、同所から同私道を南東に進み市道志振割山線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み国道389号線との交点に至り、同所から同国道を南進し浦川右岸との交点に至り、同所から玉名郡長洲町肥後長洲港北側防波堤との交点に至り、同所から同防波堤を南進し同防波堤の灯台に至り、同所から同所と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）から沖合1,500mの距離を置いて引いた線とを最短で結ぶ直線を西進し海岸線から沖合1,500mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から海岸線から沖合1,500mの距離を置いて引いた線を北進し荒尾市大字大島の南新地南側堤防と南新地西側堤防との交点を中心とする半径1,500mの円周との交点に至り、同所から同円周を北進し南新地南側堤防の延長線との交点に至り、同所から同延長線を西進し荒尾市大字大島の大島橋を中心とする半径4,000mの円周との交点に至り、同所から同円周を北進し同市と大牟田市との境界線との交点に至り、同所から同境界線を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域。

(3) 国指定鳥獣保護区の存続期間

(指定の日) から平成43年10月31日まで

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は荒尾市から玉名郡長洲町の西方に面した有明海の荒尾海岸及びその沖合に広がる干潟とその周辺である。干潮時に広がる干潟（一部当該区域）は面積約1,656haと単一干潟としては国内でも有数の広さである。ゴカイ類、カニ類、小型甲殻類などが多く生息する干潟であり、数千羽のシギ・チドリ類が秋から春にかけて通過あるいは越冬し、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な中継地および越冬地の一つとなっている。特にハマシギ、キアシシギ、オオソリハシシギ、ダイゼン、シロチドリ、メダイチドリ等は多数の飛来が確認されており、当干潟が重要な生息地であるこ

とを示している。また環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、ⅠB類のツクシガモ及びⅡ類のズグロカモメ等の希少鳥類にとっても重要な生息地となっている。

このように、当該地域はシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の中継地、越冬地として重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に飛来する渡り鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

2 国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 渡り鳥の渡来状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて区域内の渡り鳥の生息状況の把握に努める。
- (2) 当該鳥獣保護区は、地域住民の生活圏に隣接していることから、モニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の繁殖及び生息状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖及び生息地としての適正な保全を図る。

3 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 1,823 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	7 ha
農耕地	31 ha
水 面	1,621 ha
その他	164 ha

イ 所有者別内訳

国有地	5 ha			
国有林	林野庁所管	制限林	1 ha	保安林 1 ha 砂防指定地 1 ha その他 1 ha
		普通林	1 ha	
	文部科学省所管	1 ha		
国有林以外の国有地	財務省所管	1 ha		
	国土交通省所管	4 ha		

地方公共団体有地	25 ha	{ 都道府県有地 4 ha 市町村有地等 21ha }
私有地等	172 ha	
公有水面	1,621 ha	

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—ha	自然環境保全地域特別地区	—ha
		自然環境保全地域普通地区	—ha
自然公園法による地域	—ha	特別保護地区	—ha
		特別地域	—ha
		普通地域	—ha
文化財保護法による地域	—ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該地域は、熊本県の北西端に位置し、北は福岡県大牟田市と接し、西は有明海を隔てて長崎県と佐賀県に対した、荒尾市から玉名郡長洲町の海岸沿い及びその内面海域である。

イ 地形、地質等

荒尾市から玉名郡長洲町にかけて海岸沿いの陸地側には、貝殻を多く含む砂層からなる標高約5mの小高い地形が細長く発達している。また、海岸は、多量の貝殻が堆積した砂浜となっており、護岸防潮堤が築かれている。

三池港南防砂堤と長洲港北防砂堤の間に、南北の長さは約9,100m、最大幅は東西約3,200mで、最低低潮時には面積約1,656haの干潟が現れる。流入する河川がないことから、基盤岩の上に潮流によって運ばれてきた土砂や貝殻が堆積して形成された干潟で、泥質ではなく砂質の割合が大きい。砂質は低潮線附近に堆積して州を形成している。

ウ 植物相の概要

砂浜にはハマボウフウ、ハマニガナ、ハマヒルガオ等の海浜植物が生育している。しかし、港湾地区ではコンクリート壁に囲まれているため、このような海浜植生はほとんど認められない。また、JR南荒尾駅近くの海岸には、約2,500mにわたってクロマツが植栽され、日本の白砂青松100選に「有明海岸松並木」として選ばれている。

エ 動物相の概要

シギ・チドリ類は秋から春にかけて干潟に飛来し、潮の干満に合わせて移動し、干潟で採食、堤防や波打ち際で休息をとるなど中継地および越冬地として利用する。優占種は秋季にはシロチドリ、キアシシギ、ダイゼン、トウネン、ソリハシシギ、メダイチドリ、オバシギ等、冬季にはハマシギ、シロチドリ、ダイゼン、メダイチドリ等、春季にはハマシギ、オオソリハシシギ、ダイゼン、キアシシギ、チュウシヤクシギ等であり、季節ごとに優占種が入れ替わりつつ多くのシギ・チドリ類が飛来する。

また、干潟を生息地とする底生生物として、アナジャコ、アサリ、シオフキ、マテガイなどが生息するほか、大島川河口付近にはムツゴロウが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ノリの養殖およびアサリ漁が行われているが、大きな被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

○ 鳥獣保護区用制札

3 本

国指定荒尾干潟鳥獣保護区
荒尾干潟特別保護地区

指定計画書（案）

平成 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

荒尾干潟特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

熊本県荒尾市大字大島の南新地南側堤防から南に50mの距離を置いて引いた直線と荒尾海岸保全区域の北側区域の水域側境界線との交点を起点とし、同所から同境界線を南進し最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）から沖合50mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から海岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線を南進し荒尾市一部73番地の3の南端を中心とする半径200mの円周との交点に至り、同所から同円周を南進し海岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から海岸線から沖合50mの距離を置いて引いた線を南進し荒尾海岸保全区域の南側区域の水域側境界線との交点に至り、同所から同区域の境界線を西進し同市と玉名郡長洲町の境界線との交点に至り、同所から同境界線を西進し海岸線から沖合1,500mの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から海岸線から1,500mの距離を置いて引いた線を北進し荒尾市大字大島の南新地南側堤防と南新地西側堤防との交点を中心とする半径1,500mの円周との交点に至り、同所から同円周を北進し南新地南側堤防から南に50mの距離を置いて引いた直線との交点に至り、同所から同線を東進し起点に至る直線に囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

(指定の日) から平成43年10月31日まで

(4) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は荒尾市の西方に面した有明海の東側にある荒尾海岸の沖合に広がる干潟とその周辺である。干潮時に広がる干潟（一部当該区域）は面積約1,656haと単一千潟としては国内でも有数の広さである。ゴカイ類、カニ類、小型甲殻類などが多く生息する干潟であり、数千羽のシギ・チドリ類が秋から春にかけて通過あるいは越冬し、東アジアにおけるシギ・チドリ類の重要な中継地および越冬地の一つとなっている。特にハマシギ、キアシシギ、オオソリハシシギ、ダイゼン、シロチドリ、メダイチド

リ等は多数の飛来が確認されており、当干潟が重要な生息地であることを示している。また環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠA類のクロツラヘラサギ、ⅠB類のツクシガモ及びⅡ類のズグロカモメ等の希少鳥類にとっても重要な生息地となっている。

このように、当該地域はシギ・チドリ類を中心とした渡り鳥の中継地、越冬地としてのエサ場を確保するため、ゴカイ類、カニ類、小型甲殻類など多様な生きものが生息する干潟を残すことが特に重要であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に飛来する渡り鳥を始めとする鳥獣の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- (1) 渡り鳥の渡来状況のモニタリング調査、現場巡視等を通じて区域内の渡り鳥の生息状況の把握に努める。
- (2) 当該鳥獣保護区は、地域住民の生活圏に隣接していることから、モニタリング調査等を通じて区域内の鳥類の繁殖及び生息状況の把握に努めるとともに、関係機関等との連携を図り、鳥類の繁殖及び生息地としての適正な保全を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 754 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野	— ha
農耕地	— ha
水 面	754 ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地	— ha			
国有林	林野庁所管	制限林	— ha	{ 保安林 — ha 砂防指定地 — ha その他 — ha
		普通林	— ha	
	文部科学省所管	— ha		
国有林以外の国有地		— ha		

地方公共団体有地	— ha	}	都道府県有地	— ha
			市町村有地等	— ha
私有地等	— ha			
公有水面	754 ha			

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	—ha	自然環境保全地域特別地区	—ha
		自然環境保全地域普通地区	—ha
自然公園法による地域	—ha	特別保護地区	—ha
		特別地域	—ha
		普通地域	—ha
文化財保護法による地域	—ha		

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該地域は、有明海の干潟のうち熊本県の北西端に位置する荒尾海岸の沖合50mから沖合1,500mまでの海域である。

イ 地形、地質等

三池港南防砂堤と長洲港北防砂堤の間に、南北の長さは約9,100m、最大幅は東西約3,200mで、最低低潮時には面積約1,656haの干潟が現れる。流入する河川がないことから、基盤岩の上に潮流によって運ばれてきた土砂や貝殻が堆積して形成された干潟で、泥質ではなく砂質の割合が大きい。砂質は低潮線附近に堆積して州を形成している。

ウ 植物相の概要

干潟に堆積するチッ素やリンなどの栄養塩類を吸収して繁殖する緑藻類のアオサ、アオノリやケイ藻類が生育している。

エ 動物相の概要

シギ・チドリ類は秋から春にかけて干潟に飛来し、潮の干満に合わせて移動し、干潟で採食、堤防や波打ち際で休息をとるなど中継地および越冬地として利用する。優占種は秋季にはシロチドリ、キアシシギ、ダイゼン、トウネン、ソリハシシギ、メダ

イチドリ、オバシギ等、冬季にはハマシギ、シロチドリ、ダイゼン、メダイチドリ等、春季にはハマシギ、オオソリハシシギ、ダイゼン、キアシシギ、チュウシャクシギ等であり、季節ごとに優占種が入れ替わりつつ多くのシギ・チドリ類が飛来する。

また、干潟を生息地とする底生生物として、アナジャコ、アサリ、シオフキ、マテガイなどが生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ノリの養殖およびアサリ漁が行われているが、大きな被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

○ 鳥獣保護区用制札

3 本

ア 鳥類

目	科	種または亜種	種の指定等		
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ	—		
		カンムリカイツブリ	—		
ミズナギドリ	ミズナギドリ	オオミズナギドリ	—		
コウノトリ	サギ	○ ゴイサギ	—		
		アマサギ	—		
		○ ダイサギ	—		
		チュウサギ	NT		
		○ コサギ	—		
		○ アオサギ	—		
	トキ	クロツラヘラサギ	CR		
カモ	カモ	ヨクガン	VU		
		ツクシガモ	EN		
		○ マガモ	—		
		カルガモ	—		
		コガモ	—		
		ヨシガモ	—		
		オカヨシガモ	—		
		ヒドリガモ	—		
		オナガガモ	—		
		ホシハジロ	—		
		キンクロハジロ	—		
		スズガモ	—		
		シノリガモ	—		
		ホオジロガモ	—		
		○ ウミアイサ	—		
		タカ	タカ	○ ミサゴ	NT
				トビ	—
チュウヒ	EN				
ハヤブサ	国内希少、VU				
キジ	キジ	チオウゲンボウ	—		
		コジュケイ	—		
ツル	クイナ	オオバン	—		
チドリ	チドリ	コチドリ	—		
		○ シロチドリ	—		
		○ メダイチドリ	—		
		○ オオメダイチドリ	—		
		ムナグロ	—		
		○ ダイゼン	—		
		○ キョウジョシギ	—		
		ヒメハマシギ	—		
		○ トウネン	—		
		ウズラシギ	—		
		○ ハマシギ	—		
		サルハマシギ	—		
		コオバシギ	—		
		○ オバシギ	—		
		○ ミユビシギ	—		
		ヘラシギ	CR		
		エリマキシギ	—		
		アオアシシギ	—		
		メリケンキアシシギ	—		
		○ キアシシギ	—		
イソシギ	—				
○ ソリハシシギ	—				
オグロシギ	—				
○ オオソリハシシギ	—				
ダイシャクシギ	—				

目	科	種または亜種	種の指定等
		ホウロクシギ	VU
		○ チュウシャクシギ	—
		○ ユリカモメ	—
		○ セグロカモメ	—
		オオセグロカモメ	—
	カモメ	○ カモメ	—
		○ ウミネコ	—
		○ <u>ズグロカモメ</u>	VU
		<u>コアジサシ</u>	国際希少、VU
		○ キジバト	—
ハト	ハト	○ アオバト	—
		○ カワラバト(ドバト)	—
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ	—
キツツキ	キツツキ	○ コゲラ	—
		○ ヒバリ	—
		○ ツバメ	—
		キセキレイ	—
	セキレイ	○ ハクセキレイ	—
		○ ビンズイ	—
		○ ヒヨドリ	—
		○ モズ	—
		キレンジャク	—
	レンジャク	ヒレンジャク	—
		○ ジョウビタキ	—
		イソヒヨドリ	—
		シロハラ	—
		○ ツグミ	—
	ウグイス	○ ウグイス	—
		セッカ	—
		ヒタキ	—
スズメ	ツリスガラ	ツリスガラ	—
		ヤマガラ	—
	シジュウカラ	○ シジュウカラ	—
		○ メジロ	—
		○ ホオジロ	—
		アオジ	—
		アトリ	—
		○ カワラヒワ	—
		マヒワ	—
		イカル	—
		シメ	—
	ハタオリドリ	○ スズメ	—
		コムクドリ	—
	ムクドリ	○ ムクドリ	—
		○ カササギ	—
	カラス	○ ハシボソガラス	—
		○ ハシブトガラス	—
合計(種)		104種	

(注)

1. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第6版(日本鳥学会、2000年)に拠った。

2. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト(平成18年改訂)

CR: 絶滅危惧種 I A類、EN: 絶滅危惧種 I B類、VU: 絶滅危惧種 II 類、NT: 準絶滅危惧種、

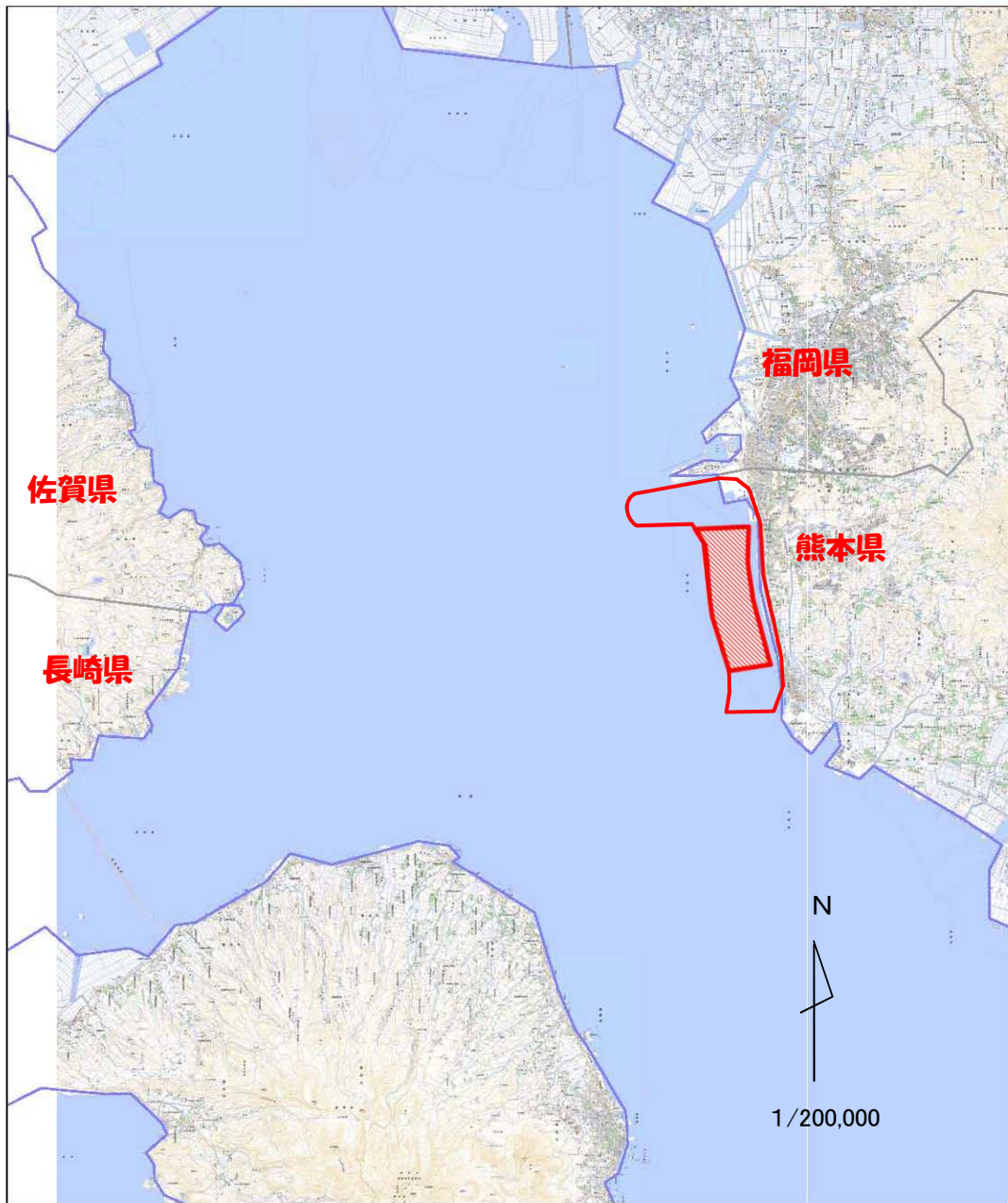
DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群

国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。

国指定荒尾干潟鳥獣保護区・ 荒尾干潟特別保護地区位置図



凡 例	
鳥獣保護区	
特別保護地区	

国指定荒尾干潟鳥獣保護区・ 荒尾干潟特別保護地区区域図

